

# 改正建築基準法・建築物省エネ法の円滑な施行に向けた 『建築士サポートセンター』を開設しました！

## サポートセンターとは？

令和7年4月から、旧4号建築物の特例が縮小されると共に原則全ての建築物の新築・増改築時における省エネ基準への適合が義務化されます。

この改正への対応をどうすれば良いのかわからない方のサポートを行います。

## サポートの内容は？

- ・建築確認申請図書の作成アドバイス(壁量計算等、省エネ仕様基準適合等)
  - ・省エネ適判(建築物エネルギー消費性能適合判定)申請図書の作成アドバイス
  - ・住宅性能評価等の申請書の作成アドバイス
- ※上記のアドバイスを行います。基準の適合性を確認するものではありません。

## サポートの内容(例)

- ・木造2階建てが法第6条第4号から2号に代わり、特例が外れると聞いたが？
- ・確認申請時の添付図書が大幅に増えると聞いたが？
- ・4号から2号に代わると、完了検査では何に気をつければよいの？
- ・木造の構造計算の壁量基準が変わるの？柱のチェックとは？
- ・大規模修繕、模様替えの確認申請が必要で既存建物を調べたら完了検査未受検とわかったが？
- ・省エネ適合も仕様規定と適判があるの？
- ・省エネ適判の代わりに、どの性能評価が使えるのかわからない？

## サポートの費用・期間・場所

- ・費用：無料です。
- ・期間：令和6年11月1日から令和7年3月31日(予定)
- ・場所：一般財団法人 滋賀県建築住宅センター  
草津本部、大津事務所、近江八幡事務所、彦根事務所
- ・申込方法：センターへ直接電話いただくか、ホームページの「申込書」で申し込みをお願いします。

TEL:077-569-6505

「申込書」はこちら [☞ 申込書.PDF](#)

## 注意事項

- ・確認申請を提出予定の書類作成等のアドバイスを行うものであり、構造や省エネに関する具体的な設計提案や審査などには行いません。
- ・サポート業務で知り得た情報については守秘義務を厳守します。
- ・確認申請、省エネ適判申請の代行を行うものではありません。



一般財団法人 滋賀県建築住宅センター

TEL : 077-569-6505 (受付 : 月~金 9:00~12:00 / 13:00~17:00)